

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

津市商工会は、津市のうち市町村合併前の旧 7 町村商工会が合併し一つの商工会を結成しており、芸濃地域、美里地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域、白山地域及び美杉地域の各地域を管内として多くの会員事業所が立地している。

管内北部の芸濃、安濃地域においては錫杖湖をダム湖とする安濃ダムを抱える 2 級河川「安濃川」が両地区の中央を流れている。

西部の美里地域は山間部分が多く、南部は平野部分が多い一志地域と、中山間地域に当たる白山地域、美杉地域に分かれ、3 地区とも美杉地域にある君ヶ野ダムが注ぎ込む 1 級河川の「雲出川」及びその支流が流れており東部に位置する香良洲地域が河口となり伊勢湾に注いでいる。香良洲地域は「雲出川」と「雲出古川」との間にあり正三角形に近い形をした「三角州」である。

海から山まで広範囲に亘る津市商工会の管内は、台風や大雨による土砂災害の被害、また今後予想される「南海トラフ地震」での揺れ、液状化、及び津波により、相当の被害が懸念されている。

(地震防災マップ)

津市は、三重県が平成 26 年 3 月に公表した三重県地震被害想定結果をもとに、理論上最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合を想定した地震防災マップを作成している。

津市商工会管内においては、香良洲地域、安濃地域及び美里地域では、最大震度 7 の揺れと、美杉地区を除く 6 地区では液状化の危険度が極めて高いと予想されている。建物全壊棟数は「揺れ」の原因が大半を予想し、海岸線に位置する香良洲地区においては「津波」を原因とする全壊が、非常に高い予想となっている。

また、伊勢湾沿岸地域である香良洲地域に影響があり、地震等による津波が 2 m 未満で約 50 %、5 m 未満では全地域に浸水被害が予想されている。

(洪水ハザードマップ)

津市の洪水ハザードマップによると、「安濃川」が流れる安濃地区では河川の氾濫により堤防が決壊した時に、2 m 未満の浸水においては田園地域が大半を占める。しかし、2 m を超えた場合、一部の住居、公共施設及び事業所等に影響を及ぼすことが予想される。

雲出川の支流である波瀬川が流れる一志地区の高岡地域では、0.5 m 未満の洪水浸水深でも影響の可能性がある、2～5 m 未満では田尻地域、日置地域、庄村地域に被害が予想される。

香良洲地区においては三角州であるため海拔 2 m 未満地域がほとんどであり、1～2 m 未満の洪水浸水深で海岸沿いが、2～5 m 未満の洪水浸水深で地区全体が被害となると予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

商工会管内では津市による土砂災害ハザードマップによると山間部である白山・美杉・美里地区に土砂災害警戒区域がかたまっている。いずれも山沿いの道路脇を切り開いた場所に住宅等を建設している場合が多く、急傾斜地のため土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多い。また、少し離れた場所でも土石流による警戒区域も多数あり、美杉地区に至っては殆どが土砂災害(特別)警戒区域となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、津市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和 6 年 4 月 1 日)

- ・ 商工業者等数 1,371 人
- ・ 小規模事業者数 1,209 人

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
建 設 業	337	330	
製 造 業	193	137	
卸・小売業	298	245	
飲 食 業	97	95	
サービス業	344	313	
そ の 他	102	89	
計	1,371	1,209	

(3) これまでの取組

1) 津市の取組

・津市地域防災計画

津市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、津市の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた津市地域防災計画を策定している。

当該計画は、防災訓練の実施による対策の見直しや関係機関の対応状況、他地域における災害発生状況等を踏まえ、より実践的なものとなるよう毎年見直しを行っている。

・津市業務継続計画

津市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害や、集中豪雨による水害等、危惧される大規模災害に対し、非常時優先業務をあらかじめ特定するとともに、人や物などの必要な資源の確保、資源制約下でいかに非常時優先業務を行っていくかを定めた津市業務継続計画を平成30年3月に策定している。

・津市災害時受援計画

津市は、大規模災害時において、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定している。

・防災訓練の実施

津市は、地震や大型台風といった大規模災害を想定し、陸上自衛隊、三重県等関係機関との連携のもと、津市総合防災訓練及び津市災害対策図上訓練を実施している。

また、津市では自主防災組織等の地域住民が実施する訓練に参加、協力を行っている。

・防災備品の備蓄

津市は、災害時における「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、行政による公的備蓄のほか、自分自身の命は自分自身で守るという「自助」の取組のひとつとして、食料、飲料水、簡易トイレ、常備薬等の備蓄を行うことを、市民に対し啓発を行っている。自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の取組への支援のひとつとして、地域の防災力を強化するための防災資機材整備や防災活動に要する費用の補助を行っている。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・みえ共済と連携した火災共済への加入促進
- ・防災備蓄用パンの斡旋販売
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・津市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等に伴う被害状況を関係団体等に報告した経験はあるものの、大規模な自然災害等の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する高度な助言を行える当会経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と津市との間における被害情報報告、共有ルートを再構築・再確認する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 津市商工会の危機管理マニュアル（事業継続計画）の作成

- ・（別添参照）危機管理マニュアル（令和6年12月作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7以上の地震）が発生したと仮定し、津市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と津市で共有する。）
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、津市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が発生しているものとする。

- ・本計画により、当会と津市は以下の間隔で被害情報等を共有する。（被災状況により適宜判断する。）

発災後から1週間	1日に2回共有する
1週間から2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・津市で取りまとめた「例：津市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

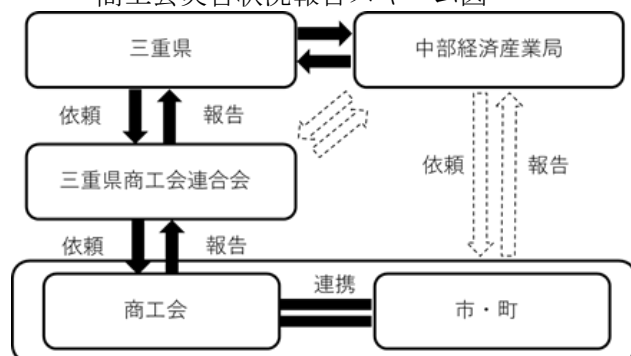
・当会と津市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と津市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当会又は当市から三重県商工会連合会を通じて県へ報告（メール又はFAX）する。

・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）

・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）

商工会災害状況報告スキーム図



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の開設方法について、津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、津市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。

・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

様式第3

年 月 日 () 12 時 00 分 現在

【 災 害 名 】にかかる被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先（TEL）

下記のとおり報告いたします。

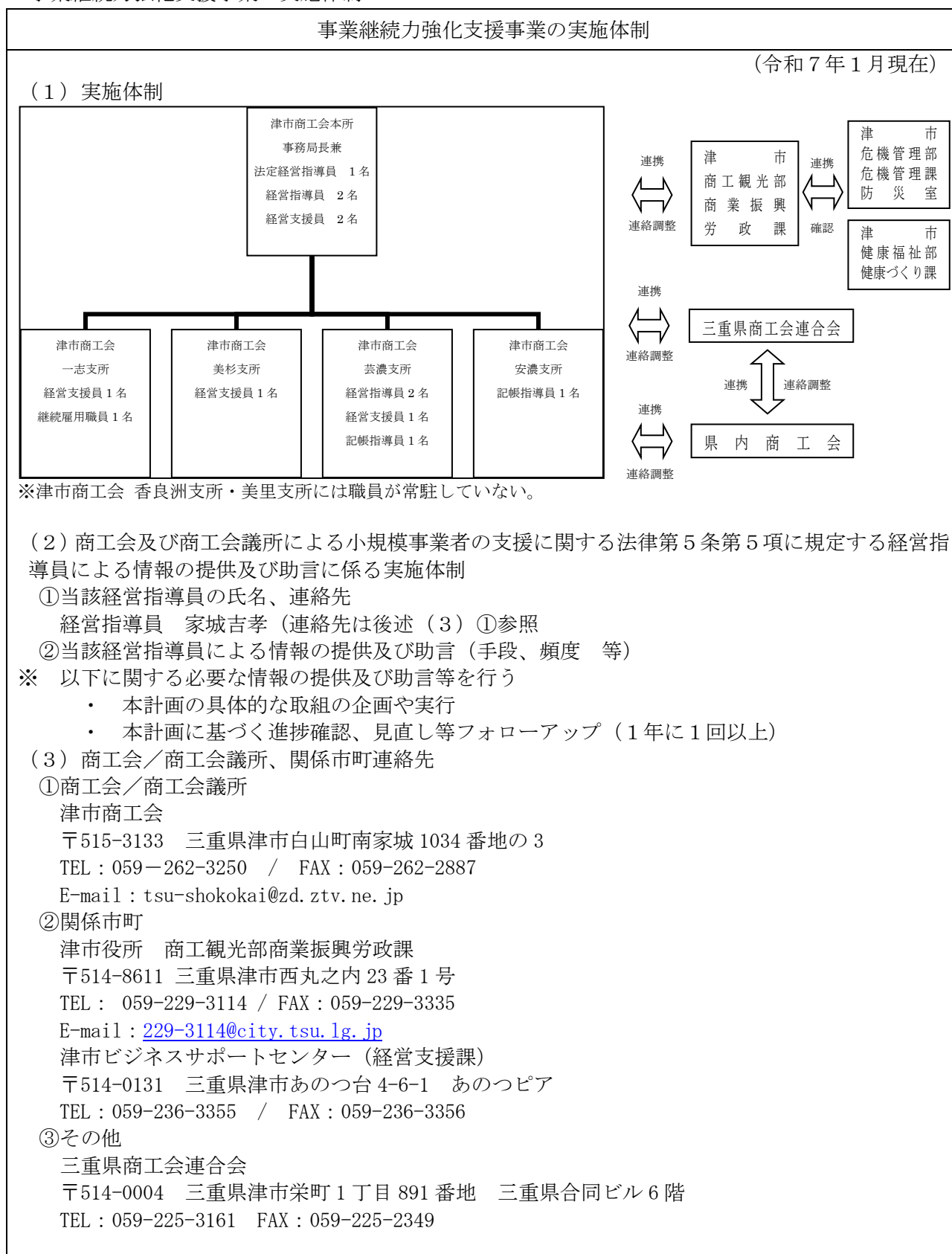
確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、<u>交通網が遮断</u>されており、<u>確認ができない</u>。
☐	(2)被害がある	・ 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

（例）●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
専門家派遣費	60	60	60	60	60
協議会運営費	5	5	5	5	5
セミナー開催費	110	110	110	110	110
広報費	75	75	75	75	75

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、津市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容 1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割 ・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等 <pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[津市商工会] A -- 協力・支援 --> C[地域小規模事業者] B -- 協力・支援 --> C </pre>